

契約事務における不適正な事務処理の公表

本市調査により、多くの課における少額随意契約(※1)の見積合せに関し、契約規則に反する事務処理が行われていたことが判明しました。

今後は、このようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

本来、少額随契に該当する工事、施設、設備等の修繕、業務委託等は各担当課が、複数の事業者から個々に見積書を徴取し、決裁後契約を行うものです。

しかしながら、一部の契約事務における見積合せにおいて、特定の事業者に事実上、口頭で発注するとともに、その特定の事業者に対して契約規則上必要となる複数事業者の見積書の提出を依頼し、結果として見積合せが行われていませんでした。

2. 件数

令和6年度 14部局 31課 971件(※2) (少額随契全体件数 10,590件の9.2%)

(内訳) 修繕 710件 工事 217件 委託 35件 賃借 9件

3. 原因

- (1) 金額の多寡に関わらず、緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続きは見積合せを行わず、一者随意契約をすることもできたが、一者から形式的に複数の見積書を徴取してしまったこと。(※3)
- (2) 「少しでも早く修繕しなければならない」等の過剰な責任感から口頭発注を行い事後的に事務処理していたこと。
- (3) 見積合せ、一者随契等、随意契約に係る規則に対する理解が不十分であったこと。

4. 再発防止について

- (1) 緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続きについて、規定を明確に定めます。
- (2) 見積合せにおける事業者の選定、見積書の受領、発注等の事務手続きについて、複数人でチェックする体制や仕組みを整備します。
- (3) 上記契約に係る規定や仕組みについて、庁内通知で周知を図るとともに、正しい契約手続きが理解されるよう、全職員に対し研修を実施します。

5. 処分について

令和6年度に契約規則に反する事務処理を行った当時の所属長（退職者2名を除く29名）に対して厳重注意処分を行いました。併せて、稲田副市長名で全課室に対して改めて注意喚起を行いました。

(※1) 地方公共団体の締結する契約は、一般競争入札の方法によるべきことを原則としていますが、事務の効率化の観点から踏まえて、地方自治法施行令で定める基準額の範囲内において地方公共団体の規則で定める金額を超えないときは随意契約によることができ、これを「少額随契」と呼んでいます。

随意契約は任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法ですが、契約手続きの公正を担保し、かつ、経済性を確保するため、豊橋市契約規則第52条の3において「随意契約によるときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とすることを原則としています。

(※2) 書類上は全て体裁が整っているため、市全課にヒアリング調査を実施して確認しました。

(※3) 971件のうち約50件は、人体への被害や事故、防犯等市民生活に重大な支障を及ぼすおそれから、緊急に実施する必要性が見込まれ、一者随意契約とすることができました。また、約500件は、特殊な機械・電気設備や地下埋設物の故障、並びに、現に契約履行中の施工者に履行させることにより経費の節減等が見込まれることから、入札に付することが不利と認められ、一者随意契約とすることができました。

[参考]

○豊橋市契約規則（令和6年4月1日時点のもの）

（随意契約の限度額）

第52条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表の右欄に定める金額以下のものとする。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

（見積書の徴取）

第52条の3 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、1件の金額が5万円以下のもの及び10万円以下の補修その他特に市長が認めるものについては、1通の見積書をもって処理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 単価契約による物品の購入及び修繕
- (2) 官報、郵便切手、郵便はがき、収入印紙、証紙、法規等追録その他価格が一定しているものの購入
- (3) 見積書を徴するいとまがないときの生鮮食料品等の購入
- (4) 前各号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認めたとき。